

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年10月1日～令和7年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
1	JIS	制定		能動弾性波計測手法を用いたコンクリート部材の損傷評価法	Methods for damage assessment of concrete members by AE measurements utilizing active elastic wave	この規格は、能動弾性波を計測し、コンクリート部材の損傷を評価する方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・試験の準備 ・試験の手順 ・損傷評価方法 ・報告書 			一般社団法人日本非破壊検査協会 一般財団法人日本規格協会
2	JIS	制定		受動弾性波計測手法を用いたコンクリート部材の損傷評価法	Methods for damage assessment of concrete members by AE measurements utilizing passive elastic wave	この規格は、受動弾性波を計測し、コンクリート部材の損傷を評価する方法について規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・試験の準備 ・試験の手順 ・損傷評価方法 ・報告書 			一般社団法人日本非破壊検査協会 一般財団法人日本規格協会
3	JIS	制定		クリーンルーム及び関連する制御環境—第4部：設計・施工及びスタートアップ	Cleanrooms and associated controlled environments — Part 4: Design, construction and start-up	この規格は、要求事項から設計、施工、スタートアップまでのクリーンルームを建設するプロセスを規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・略語 ・一般 ・要求事項 ・設計 ・構造 ・スタートアップ 	B9919	ISO 14644 4:2022, Cleanrooms and associated controlled environments — Part 4: Design, construction and start-up (MOD)	公益社団法人日本空気清浄協会 一般財団法人日本規格協会
4	JIS	制定		遮熱コーティングの曲げ共振による高温ヤング率測定方法	Measurement method for Young's modulus of thermal barrier coatings at elevated temperature by flexural resonance	この規格は、基材上に被覆した遮熱コーティングの、曲げ共振による面内ヤング率を室温から1 000 °Cまでの範囲で測定する方法を規定する。	主な規定項目は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原理 ・共振振動数の測定装置 ・試験片 ・測定方法 ・ヤング率の算出 ・報告 		ISO 23486:2021, Metallic and other inorganic coatings— Measurement of Young's modulus of thermal barrier coatings at elevated temperature by flexural resonance method(MOD)	一般財団法人大阪科学技術センター 一般財団法人日本規格協会
5	JIS	制定		金属材料のねじり疲労試験方法	Testing method of torsional fatigue of metallic materials	この規格は、意図的に応力集中を導入することなく、金属試験片に対して一定振幅の公称弾性応力においてねじり疲労試験を実施するための条件を規定している。	主な規定項目は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号及び略語 ・試験の原理 ・試験計画 ・試験片の形状及び寸法 ・試験片の準備 ・装置 ・試験手順 ・測定の不確かさ ・疲労結果の表示 ・試験報告書 		ISO 1352:2021, Metallic materials — Torque-controlled fatigue testing(MOD)	公益社団法人日本材料学会 一般財団法人日本規格協会
6	JIS	改正	C1609-2	照度計—第2部：取引又は証明用	Illuminance meters— Part 2 : Measuring instruments used in transaction or certification	この規格は、一般照明用光源(白熱電球、蛍光灯、HIDランプなど)の照度1)を測定するアナログ指示式照度計及びデジタル表示式照度計のうち、日本国内における取引又は証明に用いられる照度計について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・器差検定の方法において、市場の事態に即して、照度基準器として照度応答度基準受光器を使用する方法を追加する。 ・使用中検査について、受光器として“特定計量器”及び“照度応答度基準受光器”の2種類が存在することになることから、計量法の特定計量器としての照度計の“使用中検査”であることを明確にする。 ・照度応答度基準受光器による器差検定の方法を追加することから、使用する照度応答度基準受光器の仕様について、新たに規定する。 			一般社団法人照明学会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年10月1日～令和7年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
7	JIS	改正	C8147-2-7	ランプ制御装置—第2-7部:非常時照明用制御装置の個別要求事項	Lamp Controlgear - Part 2-7: Particular requirements for electric source for safety services (ESSS) supplied electronic controlgear for emergency lighting	この規格は、非常時電源を供給源とする非常時照明用制御装置の安全要求事項について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・光出力比において、LED光源を負荷とするランプ制御装置の要求事項を追加する(箇条20)。 ・充電装置及び過放電保護において、リチウム電池及び電気二重層コンデンサを非常時電源とする場合の要求事項を追加する(箇条22, 箇条23)。 ・上記の改正に伴う用語及び定義(箇条3)並びに表示事項(箇条7)の規定を追加する。		IEC 61347-2-7:2011, Lamp Controlgear - Part 2-7: Particular requirements for battery supplied electronic controlgear for emergency lighting + Amendment 1:2017 + Amendment 2:2021(MOD)	一般社団法人日本照明工業会 一般財団法人日本規格協会
8	JIS	改正	K2425	クレオソート油、加工タール及びタールピッチ試験方法	Test methods of creosote oil, prepared tar and tar pitch	この規格は、コールタール製品としてのクレオソート油、加工タール及びタールピッチの試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試料の調製において、試料粒度を試験の実態に即して変更する。 ・試験器具において、試験の実態に即して、水銀温度計を他の棒状温度計に変更、水分定量用受器の仕様の変更、フラスコに三角フラスコの追加などを行う。 ・試薬において、作業者などの健康に配慮して洗浄などに用いる溶剤に、トルエン及びアセトンにエタノールを追加し、有害性の低い溶剤も使用可能とする。 ・加工タールの粘度測定について、我が国の市場の実態に即して、エンゲラー計を用いた方法(エンゲラー度測定方法)に一般的かつ広く使用されている回転粘度計を用いた方法を追加する。			一般社団法人日本芳香族工業会 一般財団法人日本規格協会
9	JIS	改正	K2435-1	ベンゼン・トルエン・キシレン—第1部:ベンゼン	Benzene・Toluene・Xylene—Part 1: Benzene	この規格は、工業用のベンゼンについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試料の採取において、引用規格の廃止に伴い、現在の実態に即したJIS K 2251(原油及び石油製品—試料採取方法)を引用した内容に改める。 ・品質において、銅板腐食性、中性度、蒸留性、蒸発残分、臭素価及び臭素指数は、安全衛生上有害なベンゼンの取扱いを減らすため削除する。それに伴い、それらの試験方法を削除する。 ・ガスクロマトグラフィーによる成分試験において、試験の実態に即して、試薬、装置の調整、検量方法などについて規定を追加する。			一般社団法人日本芳香族工業会 一般財団法人日本規格協会
10	JIS	改正	K2435-2	ベンゼン・トルエン・キシレン—第2部:トルエン	Benzene・Toluene・Xylene—Part 2: Toluene	この規格は、工業用トルエン(溶剤用を含む。)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・品質において、銅板腐食性、中性度、蒸留性、蒸発残分、臭素価及び臭素指数は、安全衛生上有害なベンゼンの取扱いを減らすため削除する。それに伴い、それらの試験方法も削除する。 ・ガスクロマトグラフィーによる成分試験において、試験の実態に即して、試薬、装置の調整、検量方法などについて規定を追加する。		SO 5272:1979, Toluene for industrial use—Specification(MOD)	一般社団法人日本芳香族工業会 一般財団法人日本規格協会
11	JIS	改正	K2435-3	ベンゼン・トルエン・キシレン—第3部:キシレン	Benzene・Toluene・Xylene—Part 3: Xylene	この規格は、工業用キシレン(溶剤用を含む。)について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・品質において、銅板腐食性、中性度、蒸留性、蒸発残分、臭素価及び臭素指数は、安全衛生上有害なベンゼンの取扱いを減らすため削除する。それに伴い、それらの試験方法も削除する。 ・ガスクロマトグラフィーによる成分試験において、試験の実態に即して、試薬、装置の調整、検量方法などについて規定を追加する。		ISO 5280:1979, Xylene for industrial use—Specification(MOD)	一般社団法人日本芳香族工業会 一般財団法人日本規格協会
12	JIS	改正	K2438	ピリジン類(ピリジン・ピコリン・キノリン)	Pyridine Bases (Pyridine・Picoline・Quinoline)	この規格は、工業用のピリジン、ピコリン及びキノリンについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・試料の採取において、引用規格の廃止に伴い、同時に改正するJIS K 2425を引用した内容に改める。 ・密度測定方法のうち振動法において、引用規格廃止に伴い、新たにJIS K 2249-1(原油及び石油製品—密度の求め方—第1部:振動法)を引用し、校正用標準物質、試薬、試料の準備、試験手順などの内容を改める。 ・試験方法のうち定量方法において、引用規格の改正に伴い、ガスクロマトグラフの必要事項の明確化など、内容を改める。			一般社団法人日本芳香族工業会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年10月1日～令和7年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
13	JIS	改正	K9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	Unplasticized poly (Vinyl chlroride) (PVC-U) three layer pipes with recycled solid core	この規格は、共押出成形によって、外層、中間層及び内層の三層構造に成形されたリサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・再利用ポリ塩化ビニルの定義を、JIS Q14021(環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張)に規定する「ポストコンシューマー材料」「プレコンシューマー材料」及び「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管製造時に発生した落ち落としや不適合品」であることを明確化し、規格に記載する。 ・再生材料の対象範囲の拡大、さらに製品性能の担保が可能であることを明確化するため、材料の性能(引張降伏強さ)を現行の「45MPa以上」から「40MPa以上」に変更する。 ・国が推進するグリーン購入特定調達品目判断基準である、再生材使用率を「50%以上」とする規定を追加する(グリーン購入特定調達品目に登録済み)。			日本プラスチック工業連盟 一般財団法人日本規格協会
14	JIS	改正	K9798	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	Unplasticized poly (Vinyl chlroride) (PVC-U) three layer pipes with recycled foamed core	この規格は、共押出成形によって、外層、中間層、及び内層の三層構造に成形し、中間層を発泡層としたリサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・再利用ポリ塩化ビニルの定義を、JIS Q14021(環境ラベル及び宣言—自己宣言による環境主張)に規定する「ポストコンシューマー材料」「プレコンシューマー材料」及び「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管製造時に発生した落ち落としや不適合品」であることを明確化し、規格に記載する。 ・再生材料の対象範囲を拡大する。 ・国が推進するグリーン購入特定調達品目判断基準である、再生材使用率を「30%以上」とする規定を追加する(グリーン購入特定調達品目に登録済み)。 ・管体曲げ剛性により用途に十分な安全性を保証することができることから、扁平試験を削除する。			日本プラスチック工業連盟 一般財団法人日本規格協会
15	JIS	改正	L1913	一般不織布試験方法	Test methods for nonwovens	この規格は、天然繊維、化学繊維などを使用して作られる不織布の試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・保水率の試験方法において、試験片を水に浸せきさせた後、水をしたたり落とした時点の判断を明確化させる。 ・引張強さ及び伸び率の試験において試験試料の取り方を対応国際規格と整合化させる。 ・引裂き強さ試験において、単一試験片の試験結果の表記を対応国際規格に規定されているように平均値から最大力に変更する。		ISO 9073-1:2023, Nonwovens—Test methods—Part1:Determination of mass per unit area ISO 9073-2:1995, Textiles—Test methods for nonwovens—Part 2: Determination of thickness ISO 9073-3:2023, Textiles—Test methods for nonwovens—Part 3: Determination of tensile strength and elongation ISO 9073-4:2021, Textiles—Test methods for nonwovens—Part 4: Determination of tear resistance ISO 9073-7:2024, Textiles—Test methods for nonwovens—Part 7: Determination of bending length ISO 9092:2019, Textiles—Nonwovens—Definition (MOD)	日本不織布協会 一般財団法人日本規格協会
16	JIS	改正	T3213	栄養用チューブ及びカテーテル(追補1)	Enteral feeding catheters and enteral giving sets(Amendment 1)	この規格は、栄養投与又は減圧を目的とした滅菌済み又は未滅菌の経腸栄養投与セット及び経腸栄養カテーテルについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・コネクタに対する要求事項において、行政通知に関する記載を削除する。 ・コネクタに対する要求事項において、ISO 80369-3:2016に対し、2019年に発行された接続時性能向上のためのコネクタ寸法の変更などのAmendment1の改訂内容を反映する。 ・生物学的安全性に関する要求事項において引用規格としている、JIS T 0993-1の西暦年指定を削除する。			一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会 一般財団法人日本規格協会
17	JIS	改正	T3264	経腸栄養延長チューブ(追補1)	Extension tubes for enteral feeding for single use(Amendment 1)	この規格は、栄養投与又は減圧を目的とした経腸栄養投与セット、経腸栄養カテーテルなどの自然落下式及びポンプ式のラインを延長するために用いるもので、そのまま直ちに使用でき、かつ、単回使用の経腸栄養延長チューブについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・“おす(雄)”及び“めす(雌)”のコネクタに対する要求事項において、行政通知に関する記載を削除する。 ・コネクタに対する要求事項において、ISO 80369-3:2016に対し2019年に発行された接続時性能向上のためのコネクタ寸法の変更などのAmendment1の改訂内容を反映する。 ・生物学的安全性に関する要求事項において引用規格としている、JIS T 0993-1の西暦年指定を削除する。			一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会 一般財団法人日本規格協会

JIS原案等パブリックコメント実施リスト

注記
 1: 意見及び異議受付期間は、令和7年10月1日～令和7年10月30日
 2: 区分aは、JIS規格原案又はTS原案若しくはTR原案の別を記載
 3: 区分bは、制定、改正の別を記載
 4: 対応国際規格は、対応国際規格が判明している場合に記載

No	区分a	区分b	JIS規格番号等	JIS規格原案等の名称	JIS規格原案等の英文名称	JIS規格原案等の適用範囲	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	原案作成者
18	JIS	改正	T3268	単回使用滅菌済み血管内カテーテル	Sterile, single-use intravascular catheters	この規格は、血管(透析用シャント及び人工血管を含む。)へ挿入留置するか、又は医療機器を目的部位へ送達させるときに用いる、滅菌済みで単回使用の血管内カテーテルについて規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、内径、コーティング、バルーンプロファイル及びクロッシングプロファイルを追加する。 ・要求事項において、“コーティング”の剥離に対して、安全性リスクが想定される場合の評価を追加する。 ・要求事項において、“エックス線不透過性”を“カテーテルの検知性”に変更し、エックス線の他に超音波装置などによる検知性の規定に変更する。 ・要求事項の“拡張用バルーンカテーテル”において、コンプライアンスチャート及びクロッシングプロファイルの規定を追加する。 ・要求事項の“構成部品”において、“イントロデューサ”を追加する。		ISO 10555-1:2023, Intravascular catheters—Sterile and single-use catheters—Part 1: General requirements ISO 10555-3:2013, Intravascular catheters—Sterile and single-use catheters—Part 3: Central venous catheters ISO 10555-4:2023, Intravascular catheters—Sterile and single-use catheters—Part 4: Balloon dilatation catheters ISO 10555-7:2023, Intravascular catheters—Sterile and single-use catheters—Part 7: Peripherally inserted central catheters(MOD)	一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会 一般財団法人日本規格協会
19	JIS	改正	T3305	造影剤注入用針	Injection needle for contrast medium	この規格は、造影剤注入装置若しくはシリンジポンプに接続し、又は手動によって造影剤を静脈又はリンパ管に注入するとき用い、かつ、単回使用の造影剤注入用針について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・針管への要求事項において、引用規格のJIS T 3209:2011(滅菌済み注射針)をJIS T 3209:2022に変更し、引用している箇条及び細分箇条の番号を改正内容と整合したものに修正する。 ・コネクタへの要求事項において、ISO 594-2への適合から、ISO 80369-7への適合へ変更する。 ・“エンドキシン”に関する要求事項を削除する。 ・生物学的安全性に関する要求事項において、引用規格としているJIS T 0993-1の西暦年指定を削除する。			一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会 一般財団法人日本規格協会
20	JIS	改正	T6130	歯科用注射針	Sterile dental injection needles for single use	この規格は、主として局所麻酔用の歯科用カートリッジ注射筒に装着することを目的とした滅菌済みの注射針で、そのまま直ちに使用でき、かつ、単回使用する歯科用注射針について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・用語及び定義において、“エンドキシン試験用水”を削除する。 ・針管の材料に関する要求事項において、引用規格JIS G 4305及びISO 9626を最新へ変更するとともに、JIS T 3209を引用した規定からISO 9626を引用した規定に変更する。 ・針管の要求事項、針基の要求事項及び生物学的安全性において、引用規格を最新へ変更する。 ・“エンドキシン”に関する要求事項を削除する。		ISO 7885:2010, Dentistry—Sterile injection needles for single use(MOD)	一般社団法人日本医療機器テクノロジー協会 一般財団法人日本規格協会
21	JIS	改正	T7316	眼光学機器—細隙灯顕微鏡	Ophthalmic instruments—Slit-lamp microscopes	この規格は、JIS T 15004-1 及び JIS T 15004-2 とともに、スリット照明を使用して眼及びその附属器[まぶた(瞼)、まつげなど]を拡大下で観察する細隙灯顕微鏡の要求事項及び試験方法について規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・表1(光学性能に関する要求事項)において、項目9“スリット像”の“両サイドの平行度”を(幅0.2 mm～0.8 mmのスリット像)から(0.2 mm×8.0 mmのスリット像)に変更する。		ISO 10939:2017, Ophthalmic instruments—Slit-lamp microscopes(IDT)	日本医用光学機器工業会 一般財団法人日本規格協会
22	JIS	改正	Z8820-1	液相重力沈降法による粒子径分布測定方法—第1部:一般原理、要求事項及び指針	Determination of particle size distribution by gravitational liquid sedimentation methods—Part 1: General principles, requirements and guidance	この規格は、重力沈降による粒子径解析の原理、測定技術の主要な方式、並びに測定を行うための一般規則、測定方法の検証、不確かさの決定、及び結果の表示方法を規定する。	主な改正点は、次のとおり。 ・光透過式方法の開発に伴い、測定対象とする粒子径範囲を、“0.5µm～100µm”から“0.2µm～100µm”に改める。 ・現行JISでは、ピペット法、質量法を想定した測定方法の原理、粒子径の計算方法、再現性、有効性が記述されていたが、光透過式法が加筆されるため、ラインスタート法及び一様沈降法の両方に対して積算法及び区分法に関する規定を追加する。具体的には、ピペット法と質量法では、沈降距離一定の基での粒子濃度の経時変化を追跡し、粒子径分布に換算していたため、沈降速度分布を直接測定することは不要であった。それに対し、光透過式法では沈降速度分布を直接測定するので、再現性及び有効性の検査に必要な基礎式が新たに必要となるので、その点の改正が必要となる。		ISO 13317-1:2024, Determination of particle size distribution by gravitational liquid sedimentation methods—Part 1: General principles, requirements and guidance (IDT)	一般社団法人日本粉体工業技術協会 一般財団法人日本規格協会